

令和6年4月から 掛金が変わる予定です！

当基金では、年金財政の安定を図るため、5年ごとに財政状況を検証する「財政再計算」を行い、掛金額の見直しを行っています。令和5年度はこの「財政再計算」を行う年にあたるため、今後掛金額の変更が想定されます。

変更となるのは、令和6年4月以降に加入または増口される場合の掛金です。今後、加入または増口を希望される場合は、**令和6年3月29日(金)までのお申込をお勧めします(「加入申出書」当基金必着)**。

すでに加入中の方はこれまでの掛金額が変わることはありませんので、ご安心ください。



国民年金基金
キャラクター
kokky

国民年金基金ならではの 3大メリット

ポイント1 安心の終身年金

受給期間限定の確定年金が多い中、基金は数少ない終身年金。加入時に受給額が確定するので、長い老後も一生涯安心です。

ポイント2 絶大な節税効果

掛金全額(年間最大81万6千円)が社会保険料控除対象。夫婦で加入し、配偶者分も負担すれば、2名分控除可能です。

ポイント3 口数変更可能

加入タイプ(型)は全部で7種類あり、途中でタイプや口数を自由に変更可能。フレキシブルな制度です。

資料請求は、当基金HP「資料請求」に入り、「FAX資料請求」又は「WEB資料請求」からお申込ください。
(増口を希望の方は当基金HP「各種届出用紙」から増口申出書がダウンロードできます。)

日本弁護士国民年金基金
<http://www.bknk.or.jp>

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14階

スマートフォン
専用サイトは
こちら



～国民年金基金 Q&A～

※当基金ホームページにより詳しい情報を掲載しています。

Q. 弁護士国民年金基金（基金）の加入要件は？

A. 原則として国民年金の第1号被保険者（自営業者・フリーランス等）で弁護士又は弁護士の業務を補助する方が加入資格者となります。弁護士の業務を補助する方には、法律事務所職員や弁護士の専従配偶者が含まれます。現在、厚生年金などの公的年金に加入していない弁護士の約30%が加入しています。

仕事や留学等で海外に転居される際も、予め国内で手続を取れば、海外転居中も加入を継続することができます。

Q. 将来どのくらいの年金を受け取れるの？

A. 基金の掛金は、加入時の年齢に応じて決まります。例えば、30歳男性の場合、毎月6万円程度の掛金で、将来65歳から月額11万円程度の年金を終身で受け取れます。同じく、30歳女性の場合、毎月6万円程度の掛金で、月額10万円程度の年金を終身で受け取れます※。年齢が高くなるほど掛金額の単価が高くなります。将来の年金額を一定以上にするには、早くから加入することをお勧めします。

※上記のシミュレーションは、男女ともA型（終身型年金）に加入した場合のプランです。また、基金とは別に、国民年金（基礎年金）部分が月額6万円程度（令和5年現在）あります。

Q. 50代からの加入では遅いの？

A. 基金は最高65歳まで、専従配偶者も加入できるため、50代からでも大きな節税効果があり、将来に備えられます。

※掛金月額はや6万8千円が上限になります。

夫婦で加入すれば
50代から
年間90万円節税

	自分	専従配偶者
月額掛金	¥68,000	¥68,000
	↓	
年間控除額	¥1,632,000	
	↓	
最大節税額	¥920,000	

夫婦で加入すれば二人分を控除できる！

【お問合せ】 日本弁護士国民年金基金
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14階
HP : <http://www.bknk.or.jp>

スマートフォン
専用サイトは
こちら

